

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1 不適正な事務処理事案に係る処分

<当事者>

庄内総合支庁 係長級職員 (30歳代・男) 停職 3月

※下記2(1)交通法規違反事案に係る当事者と同一職員

<業務管理者>

村山総合支庁 一般級職員 (20歳代・男) 厳重注意

教育委員会 一般級職員 (20歳代・女) 厳重注意

<業務総括者>

村山総合支庁 主査級職員 (40歳代・男) 文書訓告

<管理監督者>

産業労働部出先機関 課長級職員 (50歳代・女) 文書訓告

【事案の概要】

令和3年度及び令和4年度、村山総合支庁に在職中、生活保護費支給業務に関して、被保護者から収入申告書を受領しながら、その後の処理を適切に行わない、また、決裁を受けないまま保護費を算定して支給するなど、保護費の追給又は返納が必要なものを含む合計123件の不適正な事務処理を行った。

2 交通事案に係る処分

(1) 交通法規違反事案

①庄内総合支庁 係長級職員 (30歳代・男) (停職 3月)

※上記1不適正な事務処理事案に係る当事者と同一職員

【事案の概要】

令和元年7月から令和5年8月まで有効な自動車検査証の交付を受けておらず、かつ、自動車損害賠償責任保険の契約が締結されていない普通自動車を運行していたことにより、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

なお、当事者は、令和元年において、当時の所属長から車検切れを指摘され、是正指導が行われていたものの、車検を更新した旨の虚偽報告を行っていた。

(2) 人身事故事案

- ① 村山総合支庁 一般級職員 (20歳代・男) 減給1/10 1月

【事案の概要】

令和5年5月、通勤のため天童市内において普通自動車を運転中、携帯電話の画面を注視していたためブレーキ操作が遅れ、赤信号で停止していた相手方車両と衝突し、相手方に軽傷を負わせ、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

(3) 速度超過運転事案

- ① 観光文化スポーツ部 係長級職員 (30歳代・男) 減給1/10 1月

【事案の概要】

令和6年2月、通勤のため宮城県柴田郡村田町内の高速道路において普通自動車を運転中、指定速度80km/hのところ、145km/hで走行し、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

- ② 農林水産部出先機関 一般級職員 (20歳代・男) 戒告

【事案の概要】

令和5年12月、私用のため宮城県大崎市内において普通自動車を運転中、法定速度60km/hのところ、104km/hで走行し、運転免許停止の行政処分及び罰金の司法処分を受けた。

3 処分日

令和6年7月12日(金)

問い合わせ先

人事課 課長補佐(人事担当) 平 TEL 023-630-3027
報道監: 総務部次長 伊藤